

○多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例

平成27年3月31日条例第22号

多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、多摩市（以下「市」という。）における地域包括支援センターの人員及び運営に係る基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針等)

第3条 地域包括支援センターは、次条第1項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、市の地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(職員に係る基準及び職員の員数)

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

(3) 主任介護支援専門員（省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 担当する区域の第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上である地域包括支援センターについては、前項に規定する職員に加え、次の各号に掲げる第1号被保険者の数に応じて、当該各号に定める職員を置くものとする。

(1) おおむね6,000人以上8,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから1人

(2) おおむね8,000人以上10,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから2人

(3) おおむね10,000人以上12,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから3人

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。